

第 I 教育行財政

1. 教育委員会と組織

[1] 教育委員会

事務局所在地

〒 617-8501

京都府長岡京市開田1丁目1番1号

電話 (075) 955-9532

FAX (075) 951-8400

教育長及び教育委員

(令和3年10月1日現在)

職名	氏名	現任期	就任日
教育長	にしむらふみのり 西村文則	令和3年4月1日～令和6年3月31日	令和3年4月1日
委員 (教育長職務代理者)	ふくざわひでお 福澤秀夫	令和2年10月1日～令和6年9月30日	平成28年10月1日
委員	きょうらくまほこ 京楽真帆子	令和3年10月1日～令和7年9月30日	平成29年10月1日
委員	おおしたかずゆき 大下和徹	平成30年10月1日～令和4年9月30日	平成30年10月1日
委員	もりながとしひろ 盛永俊弘	令和元年10月1日～令和5年9月30日	令和元年10月1日

教育委員会の組織及び運営

教育委員会とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員の身分取扱いに関する事務を行い、また、社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理し執行するために、都道府県や市町村等に設置される合議体の執行機関です。原則、教育長及び4人の委員で組織されます。教育委員会の職務権限に属する事務を具体的に処理し、執行するための事務機構として、事務局が設置されています。

教育長及び教育委員は市長が議会の同意を得て任命し、教育長の任期は3年、教育委員の任期は4年で、再任されることができると規定されています。

教育長職務代理者は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育長の職務を代行します。

教育委員会会議

教育委員会の会議は、原則として毎月1回開催される定例会及び緊急に会議に付すべき事案が生じた場合に開催される臨時会からなっています。

総合教育会議

市長は、市長と教育委員会で構成された「総合教育会議」を設置することとされており、教育に関する大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行います。

[2] 会議の開催状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

教育委員会会議の開催

- ① 定例会11回（毎月）※
- ② 臨時会1回（2月）

	会議名	開催日
1	4月定例会	令和2年4月15日（水）
2	6月定例会	令和2年6月17日（水）
3	7月定例会	令和2年7月15日（水）
4	8月定例会	令和2年8月26日（水）
5	9月定例会	令和2年9月23日（水）
6	10月定例会	令和2年10月21日（水）
7	11月定例会	令和2年11月18日（水）
8	12月定例会	令和2年12月16日（水）
9	1月定例会	令和3年1月20日（水）
10	2月定例会	令和3年2月17日（水）
11	2月臨時会	令和3年2月26日（金）
12	3月定例会	令和3年3月24日（水）

※ 5月定例会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

教育委員会会議の審議事項等

議案 29件（原案可決）

件	会議名	議案番号	議案名（※議案番号は暦年）
1	4月定例会	第13号	長岡京市文化財保護会審議委員の委嘱について
2		第14号	教育職員の勤務時間の上限等に関する方針の策定について
3	6月定例会	第15号	長岡京市教育振興基本計画審議会委員の委嘱について
4		第16号	長岡京市社会教育委員の委嘱について
5		第17号	長岡京市公民館運営審議会委員の委嘱について
6		第18号	長岡京市図書館協議会委員の任命について
7		第19号	長岡京市教育支援委員会委員の委嘱について
8		第20号	教育支援センター教育相談研究部門研究員の委嘱について
9		第21号	教育支援センターICT活用実践研究部門研究員の委嘱について
10		第22号	長岡京市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

件	会議名	議案番号	議案名（※議案番号は暦年）
11	7月定例会	第23号	長岡京市スポーツ推進審議会委員の任命について
12		第24号	長岡京市教育振興基本計画審議会の委嘱について
13		第25号	長岡京市社会教育委員の委嘱について
14		第26号	長岡京市公民館運営審議会委員の委嘱について
15		第27号	長岡京市図書館協議会委員の任命について
16	8月定例会	第28号	令和3年度から中学校において使用する教科書図書の採択について
17		第29号	令和3年度小・中学校において使用する教科用図書（学校教育法附則第9条に規定する教科用図書）の採択について
18	10月定例会	第30号	長岡京市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について
19	11月定例会	第31号	長岡京市指定文化財の指定に関する諮問について
20	1月定例会	第1号	長岡京市指定文化財の指定について
21	2月定例会	第2号	長岡京市第2期教育振興基本計画を定めることについて
22		第3号	令和3年度「学校教育の重点」及び「社会教育を推進するために」の策定について
23	3月定例会	第4号	長岡京市スポーツ推進委員の委嘱について
24		第5号	長岡京市教育委員会規則で定める申請等の押印の特例に関する規則の制定について
25		第6号	長岡京市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について
26		第7号	長岡京市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
27		第8号	長岡京市教育委員会会議規則の一部改正について
28		第9号	長岡京市図書館設置条例施行規則の一部改正について

総合教育会議における協議・調整

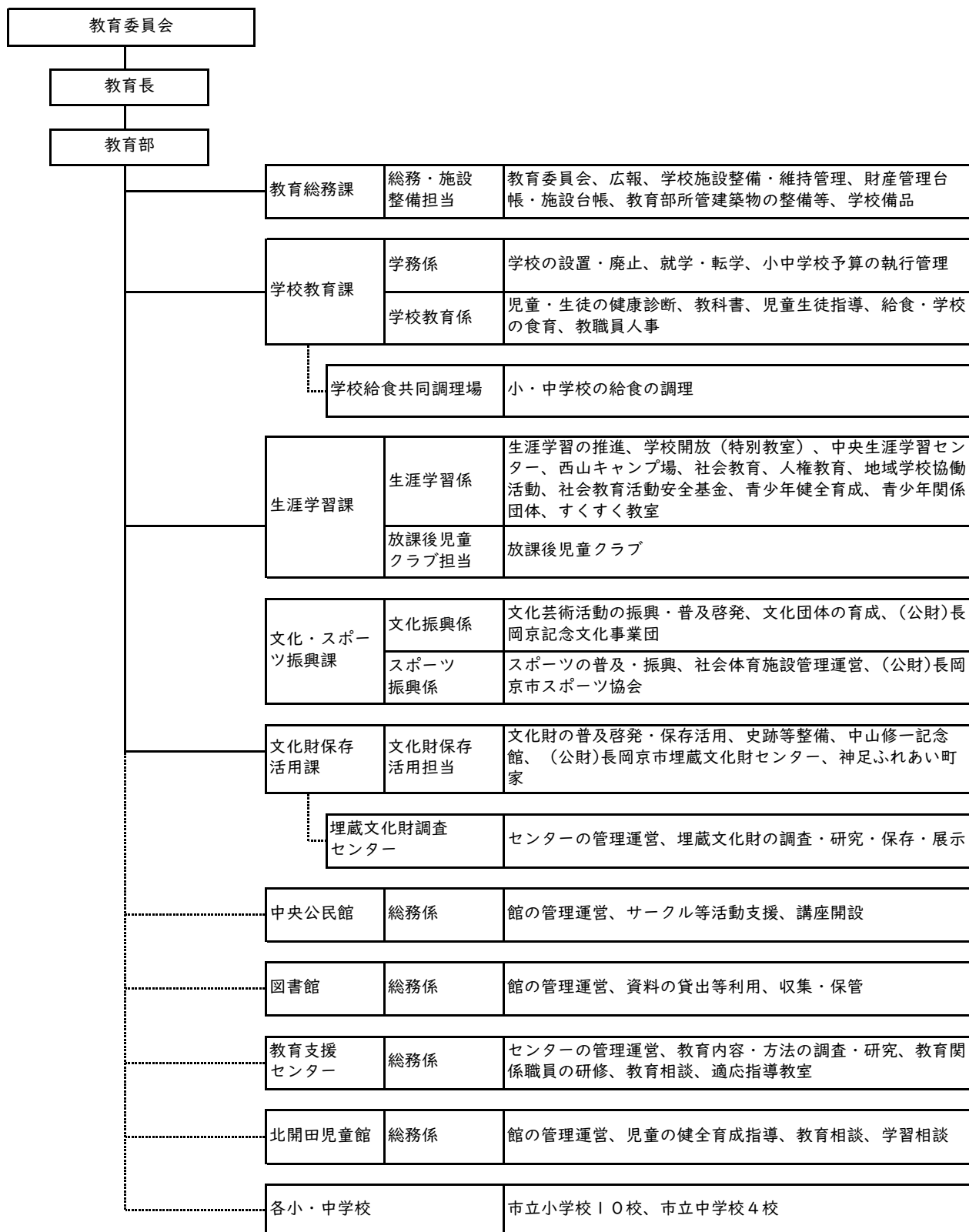
	開催日	案件
第1回	令和2年10月21日（水）	・教育大綱について ・ICTを活用した学校教育の推進について
第2回	令和3年2月17日（水）	・教育大綱について

[3] 教育委員の活動状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

	会議・行事等	内容
①	式典、行事等	・なし※
②	研修会、協議会等	・乙訓地区小中学校使用教科用図書採択協議会※

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年の式典、行事、研修会、協議会等が中止

〔4〕教育委員会の機構と主な事務内容



(令和3年4月1日現在)

[5] 各種審議会等

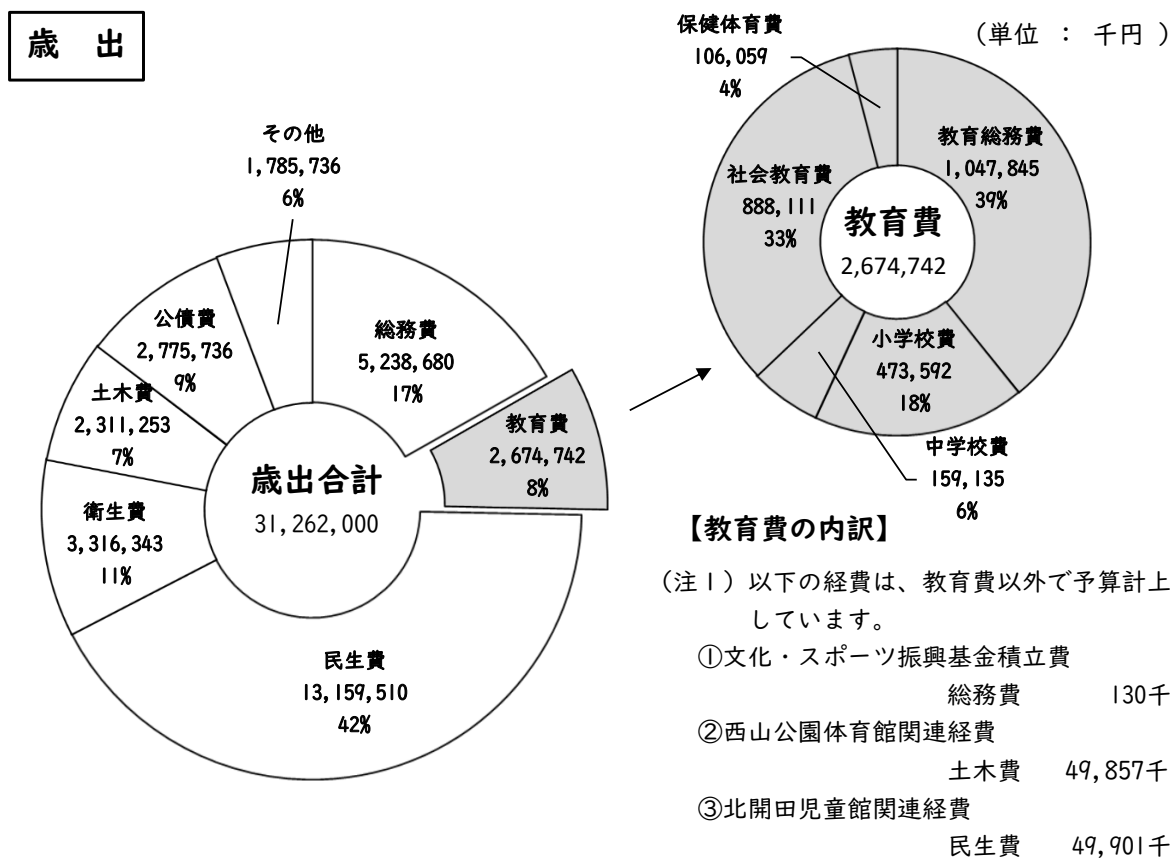
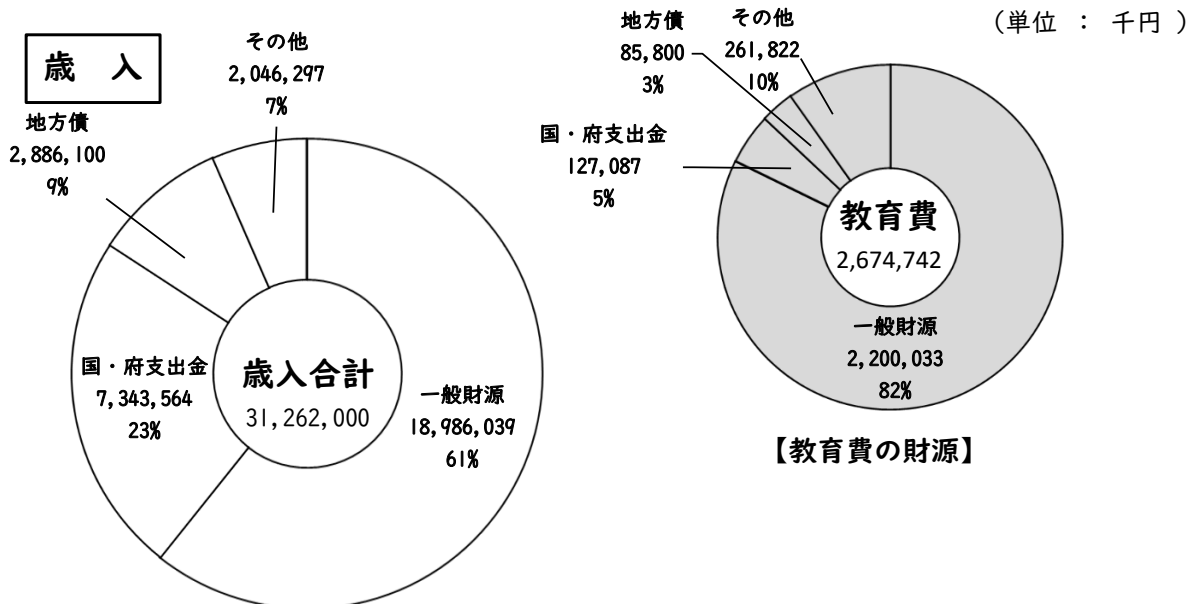
名称	目的、職務等	委員数	委員の構成	任期
教育振興基本計画審議会	「教育振興基本計画」の策定(見直しを含む。)を行うに当たり、幅広い意見を反映させるため計画の内容に関する検討、協議等を行う。 (平成27年3月30日 条例第2号)	12人以内	(1) 学識経験者 (2) 教育関係者 (3) 市民 (4) 市職員 (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者	教育振興基本計画の策定の完了の日まで
長岡京市立学校通学区域審議会	教育委員会の諮問に応じ、市内の小学校や中学校の通学区域に関する必要な調査や審議を行う。 (昭和50年7月1日 条例第24号)	20人以内	(1) 育友会 (2) 自治会代表 (3) 知識経験者 (4) 教育関係者 (5) 公募	当該諮問に係る審議が終了するまで
いじめ防止対策推進委員会	教育委員会の求めに応じ、学校におけるいじめに関し、防止等のための調査研究等、有効な対策の検討や通報や相談に対する助言等、事案の調査等を行うこと。 (平成26年9月30日 条例第10号)	5人以内	(1) 弁護士 (2) 医師 (3) 学識経験者 (4) 心理又は福祉に関する専門的な知識又は経験を有する者 (5) その他教育委員会が必要と認める者	3年
教育支援委員会	教育上特別な配慮を要する児童及び生徒の心身の障がいの種類、程度等の判断、障がい又は発達に課題のある幼児、児童及び生徒の就学及び教育的支援について調査及び審議を行い、適切な就学推進を図る。 (平成12年3月31日 教委規則第9号)	65人以内	(1) 長岡京市立小中学校長 (2) 特別支援学級担任 (3) 医師 (4) 児童福祉施設の職員 (5) その他教育委員会が必要と認める者	1年
社会教育委員会議	社会教育法第15条に定める社会教育委員の会議。社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じて意見を述べることや、職務のために必要な研究調査、社会教育関係団体への補助金交付に対して意見を述べることを行う。 (昭和35年3月23日 条例第4号)	12人以内	(1) 学校教育及び社会教育の関係者 (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3) 学識経験のある者	2年
スポーツ推進審議会	教育委員会の諮問に応じ、スポーツ推進計画その他の他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議を行う。 (昭和55年12月25日 条例第40号)	17人以内	(1) スポーツに関する学識経験のある者 (2) 関係行政機関の職員 ※市長の意見を聴いて任命	2年
スポーツ推進委員	スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う。 (昭和37年5月29日 条例第21号)	24人以内	社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及びその職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者	2年
文化財保護審議会	文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申することやこのために必要な調査研究を行う。 (昭和50年7月1日 条例第25号)	10人以内	文化財に深い関心を有し学識経験のある者	2年
公民館運営審議会	公民館における各種の事業の企画、実施について調査、審議を行う。 (昭和62年12月25日 条例第24号)	12人以内	(1) 学校教育及び社会教育の関係者 (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3) 学識経験のある者	2年
図書館協議会	図書館の運営に関し館長に対して意見を述べる。 (昭和62年9月30日 条例第18号)	10人以内	(1) 学校教育及び社会教育の関係者 (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3) 学識経験のある者	2年

(注) 長岡京市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決により委嘱又は任命を行う附属機関等を掲載

2. 教育財政

[1] 予算

(1) 令和3年度一般会計予算、教育予算（当初予算）



(注1) 以下の経費は、教育費以外で予算計上しています。

- ①文化・スポーツ振興基金積立費
総務費 130千円
- ②西山公園体育館関連経費
土木費 49,857千円
- ③北開田児童館関連経費
民生費 49,901千円

(注2) 教育費には、幼児教育助成に関する費用が含まれていますが、当該事業は健康福祉部の所管となっています。)

(2) 主な新規・拡充等の施策（「令和3年度当初予算説明書」より）

○学校教育

・学校 ICT 環境整備・活用推進事業（タブレット端末本格運用）	… 1億3,020万円（拡充）
・教育相談事業（土曜日午前中の専門相談員の配置拡大）	… 230万円（拡充）
・小学校施設安全・快適整備 神足小北西・北東棟防水外壁等改修工事、長六小トイレ等改修工事 長九小給食室・放課後児童クラブ等整備工事基本・実施設計	… 2億9,947万円（拡充） （うち、3月補正 2億7,482万円）
・中学校施設安全・快適整備 長中体育館外壁防水等改修工事、長中南西棟屋上防水改修工事 長三中・長四中貯水槽改修工事実施設計	… 2億8,182万円（拡充） （うち、3月補正 2億7,690万円）
・小学校施設再整備事業（長四小再整備工事基本・実施設計）	… 1億2,995万円（拡充）
・小中学校空調設備更新等検討業務委託	… 935万円（拡充）

○地域子育て支援

・北開田児童館空調設備改修工事実施設計	… 228万円〈新規〉
---------------------	-------------

○生涯学習・文化・スポーツ・文化財

・西山公園体育館受変電設備改修工事	… 1,261万円（拡充）
・文化財保存活用地域計画の策定	… 779万円（拡充）
・勝龍寺城築城450年を記念した講演会の実施	… 67万円（拡充）
・東京オリンピック・パラリンピック関連事業 （令和2年度からの繰越事業費1,107万円と一体で執行）	… 348万円（拡充）

[2] 決算

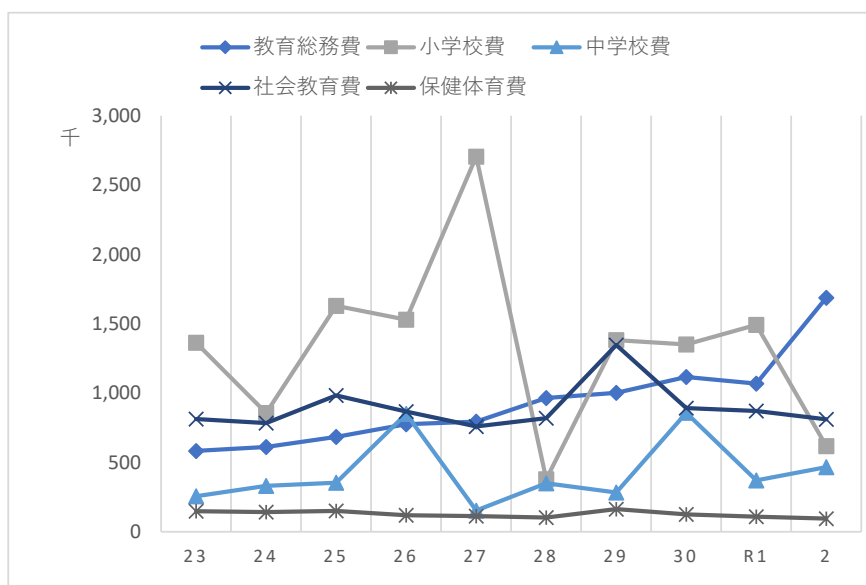
教育費の推移（決算額）

年度	一般会計		教育費			学校整備費		
	金額	指数	金額	指数	一般会計に占める割合	金額	指数	教育費に占める割合
単位	千円		千円		%	千円		%
平成23	24,987,160	100	3,163,157	100	12.7%	964,121	100	30.5%
平成24	24,353,292	97	2,722,697	86	11.2%	574,577	60	21.1%
平成25	27,294,239	109	3,800,373	120	13.9%	1,336,956	139	35.2%
平成26	27,448,270	110	4,140,344	131	15.1%	1,711,951	178	41.3%
平成27	29,050,785	116	4,525,365	143	15.6%	2,245,752	233	49.6%
平成28	26,449,286	106	2,615,589	83	9.9%	268,834	28	10.3%
平成29	28,636,415	115	4,175,866	132	14.6%	1,190,448	123	28.5%
平成30	28,254,655	113	4,339,384	137	15.4%	1,720,893	178	39.7%
令和元	30,507,076	122	3,908,745	124	12.8%	1,324,576	137	33.9%
令和2	39,087,220	156	3,679,688	116	9.4%	526,374	55	14.3%

※ 指数は、平成23年度を100として算出

※ 学校整備費は、下記事業の合計額で算出

- ・小学校学校施設安全・快適整備事業及び小学校学校施設安全・快適整備事業
- ・小学校施設整備事業及び中学校施設整備事業
- ・小学校施設耐震化事業及び中学校施設耐震化事業



3. 教育施策の方針等

〔1〕長岡京市の教育が目指す姿（「長岡京市第2期教育振興基本計画」）

（1）基本理念

心のふれあいを大切に 生きる力をはぐくむ ^{あす}明日の長岡京を創る しなやかな人づくり

「心のふれあいを大切に」は、多様な人々と関わりながら、自分の長所に気づき、自己肯定感を高めるとともに、互いの考え方を尊重し、共に学び合うことを示しています。

「生きる力をはぐくむ」は、変化が激しく複雑で予測困難な時代に、一人一人が生涯を通して主体的に学び、判断する力を身に付けるとともに、学んだことを生かして、自分の可能性を広げながら成長していくことを示しています。

これまでの地域の特性を生かした特色ある教育の姿勢を継承するとともに、子どもから大人まで、様々な人々との交流を通じて、自分自身や自分の暮らす地域に誇りを持ち、他者と協働・協力しながら明日の長岡京（新たな未来）を創ることができる、激動の時代を生き抜くしなやかさ（※）を備えた「人」の育成を目指します。

※「しなやかさ」とは 人に寄り添う協調性、折れない強さ、型にとられない柔軟性を含めた、しなやかに成長する強さを示しています。

（2）目指す人間像

基本理念で示した「明日の長岡京を創るしなやかな人」から導かれる、目指す人間像（本市の教育が目指す市民の姿）として、次の3つの人間像を示しています。

これらの人間像は、変化し続ける社会において、一人一人が幸せな人生を送るため、長岡京市の教育が目指す市民の姿を明確にしたものです。

思いやりがあり、互いの違いを認め合い助け合える人

自分の命や人生を大切に、社会の一員として他者の存在や個性を大切にする、思いやりがあり、互いの違いを認め合い助け合える人の育成を目指します。

何事にも前向きに挑戦して未来を拓く人

自ら進んで、他の人々を巻き込み協力しながら、様々な問題に、何事にも前向きに挑戦する、未来を拓く人の育成を目指します。

幅広い視野と柔軟な思考力を持つ人

基礎的な知識・技能に加え、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力など、幅広い視野と柔軟な思考力を持つ人の育成を目指します。

（3）基本目標

“基本理念”と“目指す人間像”の実現に向けて、4つの基本目標を定めています。

基本目標1 子どもたちの「生きる力」の育成

基本目標2 持続可能な教育施策推進のための環境整備

基本目標3 生涯を通じた、多様な学びによる豊かな人づくり、地域づくり

基本目標4 子どもを中心につながる地域の学びの場の推進

(4) 施策の基礎となる視点

“基本理念”と“目指す人間像”の実現に向けて、4つの“基本目標”に基づき教育施策を展開するに当たり、今後基礎として踏まえるべき、全ての分野に共通する重要な視点として次の3つの視点を定めています。

視点1 “うるおい”資源※の活用

視点2 ICTを活用した新たな展開

視点3 SDGsとの関わり

※うるおい資源 西山の緑・水、歴史・文化などの本市が有する地域資源

(5) 新たな教育の循環

～まちが人をはぐくみ、人がまちをつくる循環～

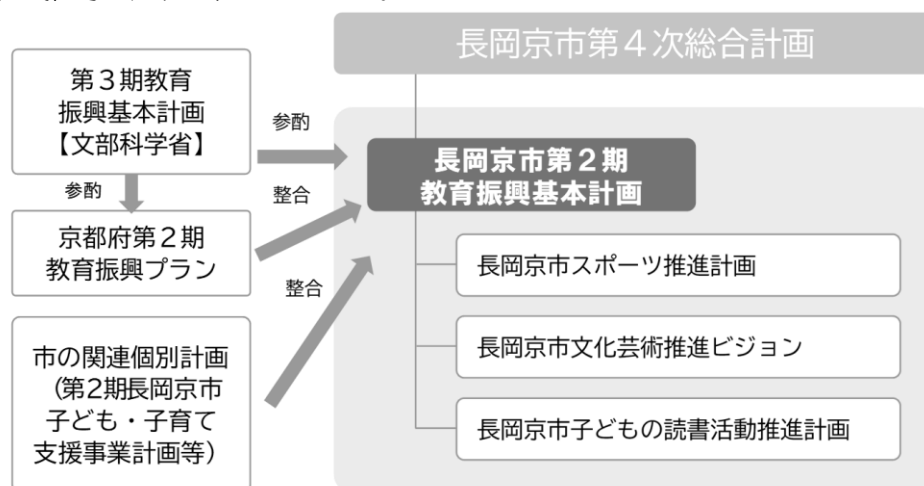
循環する学び（ふれあい、互いに影響し合う学び）の提供、まち全体に広がる学びを生み出す、学びが広がる（活動とまちがつながる）仕組みづくり、学校、家庭、地域の連携・協働のさらなる推進を図ります。



〔2〕教育に関連する各種計画

長岡京市ではまちづくりの基本方針である「長岡京市第4次総合計画（平成28年度～令和12年度）」に基づき、基本構想「住みたい 住み続けたい 悠久の都長岡京」の実現に向けて、各種施策に取り組んでいます。また、教育委員会では、令和3年3月に「長岡京市第2期教育振興基本計画」を策定し、10年間を通じて長岡京市の教育の目指す姿を明らかにし、その実現に向けて今後取り組むべき施策を示しました。

さらに、各分野では、長岡京市子どもの読書活動推進計画を平成31年3月に、長岡京市スポーツ推進計画（中間改定版）及び長岡京市文化芸術ビジョンを令和2年3月にそれぞれ策定し、施策及び事務事業を推進し、取り組んでいます。



〔3〕教育大綱

市長は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の「大綱」を定めることとされています。長岡京市においては、令和3年2月17日に開催された長岡京市総合教育会議で「大綱」についての協議が行われ、「長岡京市第2期教育振興基本計画」第3章の内容をもって「長岡京市教育大綱」と位置付けることが決定されました。

この大綱に基づき、教育に関する施策について総合的に推進していきます。

令和3年度

学校教育の重点

願う児童・生徒像

創造

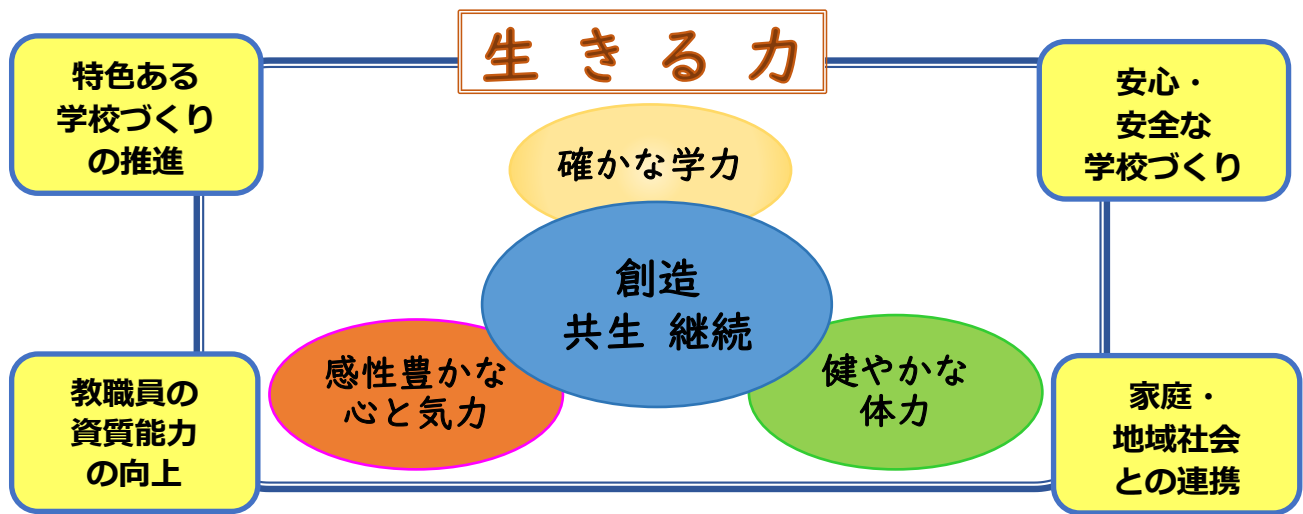
- 自己実現に向けて『前向きに挑戦し、創造していく児童・生徒』
(思考し、判断し、表現する力)

共生

- 共に生きるために『思いやり、互いの違いを認め合う児童・生徒』
(豊かな人間性と社会性)

継続

- 新しい時代を拓くために『継続して努力する児童・生徒』
(健やかな心身と規則的な生活習慣を実現する力)



かしこ暮らしっく
長岡京

小学校体育大会



中学校体育大会



中学校文化祭



あいさつ運動



長岡京市教育委員会

重点1 学力の充実・向上

◎個に応じた指導を積極的に進め、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う。

①主体的に学ぶ子どもの育成

【主体的・対話的で深い学びを目指す授業づくりの推進】

- ・新学習指導要領の円滑な実施
 - ・特色ある教育課程の編成と実施
（各校の特色を生かしたカリキュラムマネジメント）
 - ・質の高い学力育成のための指導方法の工夫改善
 - ・1人1台端末（タブレット）、大型モニター、デジタル教科書等の効果的な活用
 - ・小中連携充実による9年間を見通した学力向上
《学力向上対策会議の充実》
 - ・探究的な学習としての総合的な学習の時間の充実
- #### 【教科学習の充実と指導方法の調査研究】
- ・学力の状況の把握・分析を踏まえた授業改善、指導と評価の一体化
《全国学力学習状況調査、府学力診断テスト等の活用》
 - ・言語活動の充実（ことばの力の育成）
 - ・理数教育の充実

【英語（外国語活動・外国語）の推進】

- ・英語教育の推進（発達段階を踏まえた4技能（聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと）の系統的な指導）
《グローバル人材育成チャレンジ事業（中3英検受検）》

【読書活動の充実】

- ・読書に関する啓発活動と適切な蔵書の更新
《図書館司書の活用》

【家庭における学習習慣の確立】

- ・学習習慣・生活習慣の形成に向けての、家庭との連携による取組の推進



②育ちと学びをつなぐ教育の推進

【就学前・小学校・中学校の連携推進】

- ・幼児期と児童期をつなぐスタートカリキュラムの実施
《連携加配の活用》 《保幼小連携会議の充実》
- 《公立小学校と幼児教育施設との共同による幼小接続推進事業の活用》

重点2 心の教育の推進

◎命を大切にす心、人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の要として、児童生徒の実態を考慮しながら、教育活動全体を通じて道徳性の育成を図る。

◎児童生徒の生活実態の把握や内面理解に努め、個々の課題解決を図るとともに、望ましい集団活動を通して自らの課題を解決する意欲と実践力を育成する。

◎児童生徒と教職員及び児童生徒相互の心のふれあいを大切に、深い信頼関係に基づく人間関係の育成に努める。

◎学力の充実・向上と進路保障に努める。また、すべての人の基本的人権を尊重する心をはぐくむとともに、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、あらゆる人権問題（同和問題、障がい者等の人権、性の多様性への理解等）の解決に向けて実践する態度を養う。

◎日頃の教育成果を発表する場を設定し、豊かな感性と芸術を愛好する心情をはぐくみ、新しい芸術文化の創造を目指す活動や地域の伝統文化や文化財を教材として扱うことに努めるとともに、郷土の歴史に触れる機会を設け、郷土愛の育成につながる教育を推進する。

①道徳性をはぐくむ教育の推進

【道徳教育の充実】

- ・道徳教育推進教師を中心にすべての教職員が協力して道徳教育を展開
- ・「特別の教科 道徳」の充実（「考え、議論する道徳」の定着、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成）
- ・家庭や地域社会と一体となった道徳実践力を促す環境づくり

【実態に即した生徒指導（学級経営等）】

- ・基本的な生活習慣の確立と自律する力の育成
- ・生徒指導体制の確立、組織的・計画的な指導の推進
- ・非行防止教室などの活用及び家庭や地域社会との連携の強化による規範意識の醸成
- ・児童生徒の実態把握と分析および関係機関との連携による虐待への迅速かつ適切な対応
- ・児童生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」を目指す学級経営や学級活動の充実

【人権教育の充実】

- ・あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進と同和教育上の残された課題の解決
- ・実践的態度の育成を図る人権学習の推進と啓発活動の展開
《人権学習実践事例集等の活用、公開授業の実施、人権啓発標語、ポスター等の応募》

②豊かな人間性をはぐくむ体験活動の推進

【体験活動の充実】

- ・教育成果を発表できる場の設定
《市教育美術展、吹奏楽演奏会等》
- ・市内の文化財の見学・活用
- ・市・中学校部活動方針を踏まえた部活動の実施
関連事業【わたしの主張発表大会】
【KYO 発見 仕事・文化体験活動等】



重点3 きめ細かな支援の充実

- ◎学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、自閉症スペクトラム(ASD)等の発達障がいを含め、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を図りながら個性や能力の伸長に努め、心豊かでたくましく生きる力を培う。
- ◎子どもたちが抱える様々な課題に対して、組織的支援を進められるよう指導体制の構築を図り、一人一人が安心して学べる環境づくりを進める。

①特別支援教育の推進

【特別支援教育の充実】

- ・合理的配慮を踏まえた個別の教育支援計画等の作成と活用、指導の充実
- ・通級指導教室の充実
- ・就・修学指導の充実

【関係機関との連携による発達障がいなどの早期支援】

- ・特別支援教育の推進体制の確立及び関係機関との連携の推進

【学校における指導体制及び学習環境の充実】

- ・ながおかきょう”リンク・ブック”の普及と活用
- ・特別支援コーディネーターを中心とした校内の指導体制の確立
《通級加配、非常勤講師・支援員の活用》
《コーディネーター会議の充実、巡回相談の活用、教育支援センターとの連携》
《特別支援教育コーディネーターの養成》

②教育的支援が必要な子どもへの相談・支援体制

【いじめ問題等への対策】

- ・いじめ防止基本方針を踏まえた組織的な対応、取組の充実

《いじめ問題対策連絡会議・いじめ防止対策推進委員会の活用》

《いじめ対策指導員の配置》

【教育的支援が必要な子どもへの支援体制整備】

- ・不登校やいじめ、虐待の未然防止・早期発見・早期対応（児童生徒の実態把握と分析、組織的な教育相談活動の充実、関係機関との連携）

・教育支援センター研究部門との連携

・自殺予防教育（援助希求の態度の育成）の推進（養護教諭やスクールカウンセラーと連携した取組）

《不登校やいじめ・虐待に関する研修の充実》

《スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、教育支援センター教育相談員等の活用》

《心の教育情報交換会の充実》

《スクールサポーターの活用》

重点4 変化の激しい時代を生き抜く力を育む教育の推進

- ◎人間としての生き方にかかわる指導を基盤にして、児童生徒の個々の目的意識を高め、キャリア教育を通して望ましい職業観や勤労観を身に付け、自らの進路を主体的に切り拓く能力を育成する。
- ◎人権尊重の精神を基盤にして、我が国の文化や伝統を尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく資質や能力を育成する。
- ◎SDGs(持続可能な開発目標)達成へ向けて、ESD(持続可能な開発のための教育)の推進
- ◎社会の高度情報化にともない、情報及び情報手段を主体的に選択し、情報活用能力の育成に努める。特に、情報の持つ価値について十分認識させるとともに、情報モラルに関する指導の充実にも努める。

①キャリア教育の推進

【キャリア教育の推進】

- ・体験的な学習の充実
《KYO 発見仕事文化体験活動の実施・外部人材の活用》
- ・希望進路の実現を目指す学力の充実・向上
- ・校種間連携の強化
- ・キャリア教育及び進路相談の充実

②グローバル化、SDGsなど社会の変化に応じた教育の推進

【国際理解教育の推進】

- ・体験的な学習、課題学習を取り入れた年間指導計画の策定
- ・英語活動を通じたコミュニケーション能力の育成
- ・帰国児童生徒への適切な対応
《AET(英語指導助手)等の派遣》
《中学生英語暗唱大会》
《長岡京市立中学校米国短期交換留学事業》

【SDGs や ESD の視点での教育の推進】

- ・SDGs や ESD の視点での教育課程の改善・充実
- ・社会科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間を活用した指導の充実
- ・外部人材の活用

【プログラミング教育・ICT を活用した教育の推進及び情報活用能力の育成】

- ・1人1台端末(タブレット)、大型モニター、デジタル教科書等の効果的な活用(再掲)
- ・プログラミング的思考をはぐくむプログラミング教育の推進
- ・情報モラルやマナーについての指導強化(ソーシャルメディア使用に対する指導の充実)
- ・教育支援センター研究部門との連携



重点5

健康・安全教育の推進

- ◎感染症や熱中症などに関する情報を正しく理解し、対応するとともに薬物乱用防止や望ましい生活習慣などの健康安全教育を推進する。
- ◎食に関する指導の充実を図り、家庭や地域社会と連携しながら望ましい食習慣の形成や学校給食における衛生管理を徹底する。
- ◎体力の向上及び健康の保持、増進とともに運動に親しむ態度や能力を育成し、競技力の向上を図るため学校体育や部活動の充実を図る。

①健康教育・安全教育・食育の推進

【健康教育の推進】

・保健指導と保健管理の徹底(インフルエンザ・ノロウイルス・O157・熱中症・新型コロナウイルス感染症等への対応)

- ・学校保健会議の充実
- ・時代に即した性教育の充実
- ・生活習慣病の予防や喫煙、薬物乱用等健康に関する現代的課題についての適切な対応
《薬物乱用防止教室等の活用》

【安全教育(防犯・交通安全)及び防災教育の推進】

・危機対応能力(自ら判断し、自ら行動する力)を育成するための安全教育・防災教育の計画的な実施

- 《防犯ブザーの適切な活用》
- 《見守りタイ、こども110番のいえとの連携》
- 《交通安全教室の活用、通学安全整理員の活用》

【安全管理の充実】

- ・危機管理マニュアル(危険等発生時対処要領)の検証

- ・施設・設備の安全点検、安全指導及び教職員研修等に関する学校安全計画の策定・実施

【食育の推進と安全安心な給食の提供】

- ・食に関する指導計画を踏まえた、食に関する指導の充実《栄養教諭等の活用》
- ・食物アレルギーへの対応(対応マニュアルの活用)

②体力向上の取組の推進

【学校体育・スポーツ活動の推進】

- ・体育科授業の充実(全国体力・運動能力調査や新体力テストの結果の活用)
- ・体育的行事の充実
- ・市・中学校部活動方針を踏まえた部活動の実施
- ・競技スポーツへの参加
《陸上運動交歓記録会、乙訓小学校駅伝大会、中体連主催の大会、教育長杯への参加》



重点6

よりよい学校づくりの推進

- ◎自らの人間性や創造性を高め、教員としての指導力を高める。(自己研鑽・校内研修の充実)
- ◎学校評議員や学校外の人材などの活用を図るとともに、教育活動や学校運営について、学校評価等の情報を積極的に発信するなど、開かれた学校づくりに努める。

①教職員の資質能力の向上

【教職員研修事業】

・ICTを含めた実践的指導力の向上を図る研修の充実(OJT(On-the-Job Training))

- 《学校内外の研修機会の活用》
- 《学びをはぐくむ土台づくり支援事業》
- 《指導主事の派遣》
- ・公的教育関係研究会との連携
《研究発表会・教育支援センター講座への参加、小教研・中教研との連携》

- 《学校評価の実施と公表、学校公開、学校評議員制度の活用、地域社会による学校支援の活用、中学校選択制の実施、学校外の人材の活用》

【外部人材の活用】

- ・教員(学校)を支援する外部人材の活用
《大学など外部の専門家からの助言(学びをはぐくむ土台づくり支援事業)(再掲)》
- 《指導主事の派遣》《部活動の支援》

②開かれた学校づくり

【地域とともにある学校づくり】

- ・学校から地域・家庭への積極的な情報発信

重点7

学びを支える環境の整備

- ◎児童生徒に対する良好な教育環境の整備を進めるとともに就学が困難な子どもたちに対し、経済的な援助を行い、家庭への負担軽減を図る。

①学習環境等の整備・充実

【指導内容に対応した教材、備品の配備】

- ・1人1台端末(タブレット)等の各種教材や教育用備品の適切な配備

【就学や進学に対する支援体制の充実】

- ・就学支援制度や高校進学を支援するための援助制度の情報提供

②教職員にとって働き甲斐のある環境づくり

【持続可能な学校指導体制の環境整備】

・教職員が子どもと向き合うとともに自らの資質向上に取り組める環境づくり

- 《出退勤管理による勤務時間の把握、業務時間外の自動応答メッセージ、市・学校部活動方針の順守、会議・行事等の整理、スクールロイヤー制度の活用》

社会教育を推進するために



わくわく講座



えほんのひろば



すくすく教室



みんなのスポーツデー



地域の生涯学習活動



公サ連オープンハウス



勝龍寺城土塁・空堀跡



人権啓発作品展示

人口減少や高齢化をはじめとする多様な課題の顕在化や、急速な社会経済環境の変化に対応していくとともに、本市の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組めます。そのため、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、市民がつながる地域づくりを促進することに加え、SDGsの視点を取り入れた地域の持続的発展を支える取組の推進に努めます。



SDGsとは、2015年の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」は、すべての人が公平に質の高い教育が受けられる世の中を目指す内容であり、その目標の達成に貢献することを目指し生涯学習の機会を促進していきます。

生涯を通じた、多様な学びによる豊かな人づくり、地域づくり

生涯を通じた多様な学びの充実と 人権教育の推進

【実現したい学びの姿】

社会教育施設や講座等が充実され、主体的に学ぶ市民が増えています。また、市民に多様性への理解や人権を尊重する意識が育っています。

① 生涯を通じた学びの機会の充実

いつでも、どこでも、誰でも、何度でも学ぶことのできる機会の充実と、学んだことを生かして新たなチャレンジができる社会の実現を目指します。学習情報の提供や相談体制(生涯学習相談員)の充実など、様々な学習支援を行います。

主な事業・取組

公民館市民講座等開設事業

・市民企画講座、少年少女発明クラブ、子育て講座、熟年生き生き講座等

中央生涯学習センター事業

・夏休み・冬休み親子企画、ふらっとコンサート、文学講座等

② 地域へ広がる学びへの支援

市民の主体的な学びを支援するとともに、その成果を地域の課題解決に生かすことができる環境づくりとその充実を進め、「学び」と「活動」が循環する地域づくりを推進します。

主な事業・取組

社会教育推進事業

・社会教育関係団体への支援

公民館市民講座等開設事業

・市民企画講座

各種団体サークル等活動支援事業

・サークルの施設利用促進、公サ連まつり等

③ 人を育む読書活動の推進

自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるように、子どもの読書活動を推進します。また、誰もが生涯にわたって読書に親しむことのできる環境を目指し、取組を進めます。

主な事業・取組

図書館サービスの推進・充実

・「えほんのひろば」(絵本の読み聞かせ・手あそび)、「めっちゃ図書館」(ゲームを取り入れた絵本の読み聞かせ)、本の配送(アウトリーチ)サービス等

読書活動の充実(小・中学校)

・図書館司書の配置、読書啓発活動の推進等

④ 人権教育・多様性への理解の推進

基本的人権が守られ、多様性への理解のもと、一人一人が個性と能力を発揮できる社会を目指し、様々な人権問題について学ぶ機会の創出や課題を解決するための学習活動を推進します。

主な事業・取組

人権教育・啓発推進事業

・人権問題研究市民集会、人権啓発作品募集、人権学習会や研修会の実施

人権教育の充実(小・中学校)

・人権啓発標語やポスターの取組等

文化・スポーツの振興と 文化財の保存活用

【実現したい学びの姿】

市民が親しめる文化・芸術イベントやスポーツ大会の支援や運動・スポーツができる場所の提供により、文化・スポーツに関わる市民が増えています。また、文化財の魅力や価値についての市民への啓発が図られています。

① 文化・芸術の振興

文化や芸術を学ぶことを通じて、豊かな地域づくりが推進できる環境の整備とその活動の支援を推進します。また、文化施設を活用し、優れた文化・芸術に親しむ機会の充実を図ります。

主な事業・取組

文化・芸術のまちづくり事業

・長岡京芸術劇場、駅前広場コンサート等

文化活動推進・支援事業

・名月の宴、市民文化まつり、長岡京展、市民文化教室、文化講座等

② スポーツの振興

いつでも、どこでも、誰でもスポーツを楽しむ生涯スポーツ社会の実現を目指します。市民、各種団体との連携を図りながら、スポーツ大会等の開催や総合型スポーツクラブの支援により市民のスポーツに接する場や機会の充実、体力の維持向上におけた取組を支援します。

主な事業・取組

総合型地域スポーツクラブ推進事業

・全小学校区での総合型地域スポーツクラブの設立

スポーツ交流推進事業

・若葉カップ全国小学生バドミントン大会、市民大運動会等

スポーツ施設環境の整備

・各施設の維持管理、市民のライフステージに応じた市民スポーツ活動の充実

学校体育・スポーツ活動の推進(小・中学校)

・体育の授業づくりの推進や地域人材の活用、こどもたちの元気と笑顔倍増プロジェクト等

③ 文化財の保存と活用

地域の歴史文化の調査研究や展示、講演会等を通じて、文化財の価値や魅力をわかりやすく発信していきます。また、総合的・計画的な文化財の保存・活用を進めます。

主な事業・取組

総合的な文化財保存活用の推進

・文化財保存活用地域計画策定に向けたワークショップ、会議の開催

・新庁舎での歴史資料の展示公開に向けた検討

・「乙訓古墳群」の保存・整備、未調査の歴史資料の収集・調査・保存

子どもを中心につながる地域の学びの場の推進

家庭・地域・学校の 連携・協働による教育の充実

【実現したい学びの姿】

家庭・地域・学校がそれぞれ連携・協働し、子どもたちの成長を見守る体制が充実できています。また、地域の中で安心して子育てしている保護者が増えています。

① 地域ぐるみでの育成活動の推進

学校を支援する地域組織等を通じて、子どもたちが地域とふれあい、協力を得ながら成長していくことができるよう、学校・家庭・地域の連携・協働による取組を進めます。また、その中でコミュニティ・スクールの検討を行いながら、より効果的・継続的な活動となるよう引き続き支援していきます。

主な事業・取組

地域見守り活動の推進

- ・校区ごとのパトロールや祭りの実施、たそがれコンサート、「中学生とトーク」等

地域で支える中学校支援事業

- ・地域コーディネーターの配置、ボランティアの活用(授業支援、放課後の学習支援、部活動支援、図書ボランティア等)

② 家庭教育への支援の充実

家庭の教育力を高めるため、発達段階に応じた子どものしつけや教育を行うことができるよう、家庭が果たすべき役割や子育てについて学ぶ講座の充実や、親が学べる場を充実します。また、親が抱える不安や悩みに対応し、相談の場づくりや情報提供を充実させるとともに、地域の中に子育てを通じた交流の場をつくり、子育て家庭が孤立しないよう地域での子育て支援に取り組みます。

主な事業・取組

家庭教育に関する学びの機会の充実

- ・保護者が学ぶ機会の充実や情報提供の推進

教育に関する保護者相談体制の充実

- ・教育支援センターにおける教育相談の充実、相談体制の充実、相談窓口の周知

児童館子どもの居場所づくり事業

- ・子育てサロンの実施

家庭における学習習慣の確立

- ・家庭との連携による取組

子どもを健全に育む場の充実

【実現したい学びの姿】

子どもたちが、多様な場所において体験や交流など充実した時間を過ごすことで、健全に育っています。

① 放課後児童対策の充実

放課後における子どもたちの安全・安心な居場所であるとともに、就労等により昼間、保護者が家庭にいない児童が生活や遊びを通して自主性、社会性、創造性を培うことができる場として、充実を図ります。

主な事業・取組

放課後児童クラブ育成事業

- ・家庭に代わる生活の場の確保及び児童の健全な育成の推進
- ・保育施設の拡充等のサービス内容の充実
- ・保護者の仕事と子育ての両立の支援

② 体験・交流の場の充実

家庭ではできない貴重な体験やふれあいの場をつくることを通じて地域の協力者との連携を促進するとともに、児童館における集団での遊びのなかで子どもたちの協調性等を育むなど、地域における様々な体験・交流の視点をもった事業の充実を図ります。

主な事業・取組

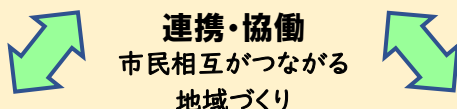
すくすく教室推進事業

- ・学校や地域、家庭が一体となった子どもの安全・安心な居場所の確保
- ・放課後や週末などの活動拠点を創出し、学習やスポーツ、文化活動などの取組の推進
- ・放課後児童育成事業との連携

児童館子どもの居場所づくり事業(子どもの遊び場等)

- ・児童館事業の充実
- ・児童館施設利用者のニーズに沿った運営

社会教育



学校教育

家庭教育

生涯学習

生涯学習は、家庭教育・学校教育・社会教育のすべての学習を含んでおり、生涯にわたる学習活動のことを指します。

何かをきっかけに、何かを学びたいと思ったとき、「いつでも」「だれでも」「どこでも」「何度でも」学ぶことができるという環境が保障され、さらにその成果を適切に生かすことができる社会が、生涯学習社会です。